

○埼玉県警察ちようちん規程

昭和37年3月20日

警察本部訓令第2号

警察本部

警察学校

警察署

埼玉県警察ちようちん規程を次のように定める。

埼玉県警察ちようちん規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県警察において用いるちようちん（以下「警察ちようちん」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 ちようちんの種類は、弓張小丸、電池式小丸、高張及び電池式高張の四種類とする。

(使用)

第3条 弓張小丸ちようちん及び電池式小丸ちようちんは、警備実施その他警察活動上必要な場合に用い、高張ちようちん及び電池式高張ちようちんは、警備本部の所在を明らかにするために用いるものとする。

(制式)

第4条 警察ちようちんの制式は、別表のとおりとする。

(備付、保管)

第5条 警察本部及び警察署は、所要数の高張ちようちん及び小丸ちようちんを常備し、警察本部においては装備課、警察署においては会計係が保管し、その取扱の適正を期するものとする。

一部改正〔昭和54年第7号〕

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 従前のちようちんは、当分の間なお使用することができる。

附 則（昭和54年3月16日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

【別表省略】